

京都市教育委員会教育長訓令甲第2号

学 校

幼稚園

京都市立学校幼稚園職員服務規程の一部を次のように改正する。

平成26年5月16日

京都市教育委員会

教育長 生田義久

第8条を次のように改める。

(兼業兼職)

第8条 職員は、兼業等をしようとする場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、事前に、当該各号に掲げる書類を教育長に提出しなければならない。

- (1) 地方公務員法第38条第1項に規定する許可を受けようとするとき 営利企業等従事許可申請書（第6号様式）
- (2) 教特法第17条第1項に規定する承認を受けようとするとき（次号に掲げるときを除く。） 兼業兼職承認申請書（第7号様式）
- (3) 教育職員免許法施行規則に規定する教育実習に係る教特法第17条第1項に規定する承認を受けようとするとき 教育実習の指導従事に係る兼業承認申請書（第7号様式の2）

第7号様式の次に次の1様式を加える。

第7号様式の2（第8条関係）

教育実習の指導従事に係る兼業承認申請書

年 月 日

(宛先) 京都市教育委員会教育長

所 属

職・氏名 _____ 印

_____ 印

_____ 印

_____ 印

下記のとおり兼業したいので、教育公務員特例法第17条第1項の規定により承認いただくよう申請します。

記

1 依頼者

(1) 大学等名

(2) 教育実習生（学部・学年・氏名を記載）

(3) 教育実習受入期間（ 年 月 日 から 年 月 日まで）

2 従事内容 教育実習生への指導・助言等

3 従事期間

| 従事者の職・氏名 | 従事期間 | 主たる従事者 |
|----------|-----------------|--------|
| | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| | 年 月 日から 年 月 日まで | |

(校長・園長意見欄)

上記のとおり本校教職員から、兼業の承認について申請があり、職務の遂行に支障が生じるおそれはないと判断します。

(補職名)

(氏名)

印

注1 教育実習生1名につき1通作成し、指導従事者が複数のときは連名で申請すること。

2 従事期間の欄には、教育実習受入期間の前後に必要な準備、報告事務等のための期間を含めて記載すること。

3 大学等からの依頼書等を添付すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)